

# 特例措置

## ■住宅ローン控除を受けている方へ



税源移譲により、多くの方は、平成19年中（源泉徴収の方は平成19年1月から、確定申告の方は平成20年2～3月の申告から）の所得税が減り、平成19年度（平成19年6月分）の個人住民税が増えました。

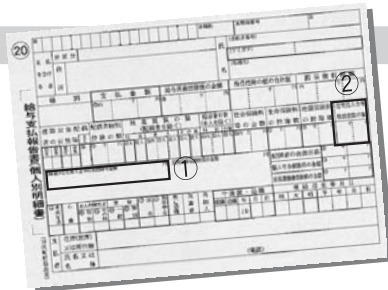
平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けている方で、税源移譲の結果、所得税から控除しきれない額が生じた場合は、平成20年度の住民税から控除できますので、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在で住所のある市町村に「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

対象	所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告をしない方（勤務先で年末調整済）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別税額控除申告書</li> <li>確定申告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別税額控除申告書</li> <li>源泉徴収票</li> </ul>
提出先	税務署	市役所
控除額の計算方法	住民税の住宅ローン控除額＝（「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない方の金額）－「税源移譲後の税率を用いて算出した所得税額」	

### 源泉徴収票から分かる？！

給与所得者の方は、平成19年分の給与所得の源泉徴収票から判断できます。

※給与は1カ所のみで勤務先で年末調整済の例です



【源泉徴収票の摘要欄】

- ①「住宅借入金等特別控除可能額」－
- ②「住宅借入金等特別控除の額」がプラスになる方は「住民税の住宅ローン控除」の対象となります。

### 申告しないと損をする？！

次のモデルケースから、申告した場合とそうでない場合との負担額の違いをチェックしてください！

(例) 夫婦+子ども1人 給与収入500万円（住宅ローン控除可能額:12万円）の場合



申告しないと…

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	182,000円	120,000円	62,000円
住民税	98,500円	0円	98,500円
合 計	280,500円	120,000円	160,500円

申告すれば…

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	91,000円	91,000円	0円
住民税	189,500円	0円	189,500円
合 計	280,500円	91,000円	189,500円

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	91,000円	91,000円	0円
住民税	189,500円	29,000円	160,500円
合 計	280,500円	120,000円	160,500円

控除額が減少し、負担が増加します。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています  
※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税（所得割）から控除します。

### 平成19年・20年に入居された方

平成19年・20年に入居した方は、住民税の住宅ローン控除の対象にはなりませんが、所得税の住宅ローン控除で現行の特別控除または税源移譲に伴う特例措置のどちらかを選択できます。

※詳しくは税務署へお問い合わせください

**対象** 平成19年入居の方で年末残高の限度額が2,500万円以下  
平成20年入居の方で年末残高の限度額が2,000万円以下

	控除期間	各年の控除率
現行の特別控除	10年間	1～6年目 1.0%
		7～10年目 0.5%
税源移譲に伴う特例措置	15年間	1～10年目 0.6%
		11～15年目 0.4%



# 主な 税制改正

## 1 所得税の税率の変更

所得税から住民税への税源移譲に伴い平成19年分所得の確定申告から所得税の税率が5～40%に見直され、多くの方は所得税が減ります。

課税所得※1	平成18年分まで		平成19年分から	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額※2
～195万円以下	10%	0円	5%	0円
195万円超～330万円以下			10%	97,500円
330万円超～695万円以下	20%	330,000円	20%	427,500円
695万円超～900万円以下			23%	636,000円
900万円超～1,800万円以下	30%	1,230,000円	33%	1,536,000円
1,800万円超～	37%	2,490,000円	40%	2,796,000円

※1 課税所得  
給与や事業所得等の各種所得から扶養控除や社会保険料控除などの各種控除を差し引いた額のこと

※2 速算控除額  
課税所得額に税率をかけた後で差し引く額のこと

## 2 定率控除の廃止

景気対策のため暫定的に実施されてきましたが、所得税については平成19年分から廃止されました。

※住民税は平成19年度から廃止

## 3 損害保険料控除の廃止・地震保険料控除の創設

損害保険料控除は平成18年12月末をもって廃止となりますが、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）は、従前の損害保険料控除が適用されます。限度額は15,000円（住民税は1万円）です。

地震保険料控除が創設され、所得税は平成19年分（確定申告の場合、平成20年2～3月の申告）から、住民税は平成

20年度（平成20年6月分）から適用となります。控除額は保険料の全額（住民税は2分の1）となり限度額は5万円（住民税は25,000円）です。また地震保険料と長期損害保険（平成18年12月31日までに締結したもの）がある場合には、地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計が控除額になり限度額は5万円（住民税は25,000円）です。

## 4 非課税措置廃止に伴う経過措置の終了

平成18年度から年齢65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の非課税措置が廃止されました（平成17年1月1日現在で65歳に達していた方だけの措置）。

平成18年度・平成19年度と経過措置が適用されてきましたが、平成20年度から経過措置がなくなります。

### ■平成19年中に退職・失業等により所得が減った方へ

平成19年中に退職や失業等により所得が大幅に減り所得税がかからなくなった方は、税源移譲による所得税の減額効果を得ることができませんので、申告をすることにより平成19年度住民税の減額措置を受けられる場合があります。

申告期間が7月1日～31日となっていますので、詳細は『広報いしかり7月号』でお知らせします。



対象	次の1と2の両方の条件を満たす方 1 平成19年度住民税の課税所得金額 > 所得税と住民税との人的控除額の差（申告分離課税分を除く） 2 平成20年度住民税の課税所得金額 ≤ 所得税と住民税との人的控除額の差（申告分離課税分を含む）
計算方法	減額される額＝{平成19年度住民税の課税所得金額×税率（税源移譲後）－調整控除}－{平成19年度住民税の課税所得金額×税率（税源移譲前）}

※対象となるかは平成20年度の住民税の納税通知書でご確認ください。なお、住民税のかからない方には、納税通知書が発送されませんが6月以降にお問い合わせください